

「労働法」試験 (2018.07.31 実施) 解説[最終版]

2018.08.21 佐藤

I. 全体についての講評

*一般的な講評は、試験終了後に配布した解説に記載しているので、今年度の答案に即した講評のみ。

1. 「法的論点」に関わって

論点の設定方法については、毎回の講義の自己点検で何度も訓練していたのですが、試験ではそれを生かしている答案はほとんどありませんでした。そのため、ここで得点できた者は少数です。何を述べているのか意味のわかるような論点設定をしてください。何か、あるいはだれかの資料を参考にするのではなく、自ら作成した自己点検の記述をもとに勉強してください。

2. 「法」に関わって

法とは法律と判例、と言い続けたのですが、両方が書けていない答案が多くみられました。

大半の解答は、条文と判例の羅列でした。条文と条文、それに対する判例、とそれぞれの論理的つながりを記述してほしいと思います。そこまでできている答案はほとんどありませんでした。

3. 「諸説」に関わって

説の名称だけでは点数は出していません。内容と根拠が必要です。

4. 「自説」に関わって

ここで得点できた者はほとんどいません。講義でこの訓練はできていませんのでしかたないのですが、法的議論が必要です。労働者を保護するため、といった類の記述しかありませんでした。皆さんの良心はいいのですが、法的に認められないのであれば、保護したいと思ってもだめなものはダメなのです。法的議論を述べることができるためのヒントは講義で示しているのですが、それを理解せず、したがって、「法」の部分にも記述していない者が大半でした。

たとえば、③の採用内々定の問題であれば、労働契約の成立は労使の合意による(労契法6条、「法」に記述)、合意は客観的に推測するものですが、労働契約は労働者の生存権保障の特質を有するので(「法」に記述)、合意もそのような観点で解釈されていると考えられる(大日本印刷事件最高裁判決、「法」に記述)、採用内々定の場合もこの観点で合意を解釈すれば、合意があったと解釈できる、といった記述が必要になります。

5.講義で繰り返し述べていたのですが、事例に対する判断などできません。当該事例についてどうのこうのと記述している解答が多くて残念でした。

II. 個別問題毎の講評

①から⑤の新聞記事から二つ選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：1.選択した記事番号を明記すること。二題の解答がないと回答とは認めない。二題の解答の順序は問わない。
2.一題を解答用紙の表面に他の一題を裏面に書く目安で記述すること。解答に関係ない事項を記入した答案は無効と扱う。
3.採点基準 (各問5点満点、合計100点満点で採点する)
a)設問の1. から4. の項目毎に、基本的には○△Xの三段階評価を行う。
b)必要なことが述べられていれば○で10点、不十分ならば△で5点、関係することが何も述べられていないとXで0点。
c)さらに、独創的な考えがみられた場合には、各問共に10点の範囲で追加点をつける。

①北海道教育委員会事件

朝日新聞 2010 年 11 月 18 日付より作成

正当な組合活動をしていたのに道教育委員会が10月、戒告処分にしたのは違法だとして、新冠町の小学校の男性事務職員が17日、処分の取り消しを求める審査請求を北海道人事委員会に申し立てた。男性が加入する北海道教職員組合（北教組）が札幌市内で記者会見を開き、明らかにした。道教委は、事務職員に対し、「勤務時間中に組合の連絡文書を各学校に送信した」などとして懲戒処分にした。北教組側は審査請求書で、「仮に勤務時間内に組合活動をしたとしても、長期にわたる労使合意のもと、職務への影響のない程度で行った。懲戒権を逸脱し、乱用した」と主張している。

1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 就業時間中の組合活動と債務不履行
- 2.採点基準 : 項目があれば、△。説明がされていれば、○

2. 法状況の説明

- 1.要点 : 団結権、労働契約、大成観光事件最判
- 2.採点基準 : 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

3. 諸説

- 1.要点 : 業務阻害性説・職務専念義務説
- 2.採点基準 : 説の名称のみでは、×。内容が述べられていて、△。根拠が述べられていれば、○

4. 自説

- 2.採点基準 : 自らの立場が選択されていることが最低限必要。
採用しない説についての反論があれば、○

②野村証券事件

朝日新聞 2002 年 04 月 17 日付より作成

社内制度を利用してフランスに留学後、2年弱で外資系企業に転職した社員に対し、野村証券が留学費用の返還を求めた訴訟の判決が16日、東京地裁であった。留学に先立ち、元社員は「帰任後5年以内に自己都合で退職した場合は、留学費用の全額を返却する」との誓約書に署名押印していた。

1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 「お礼奉公」は返還免除特約付金銭消費貸借と解すべきか否か
- 2.採点基準 : 項目があれば、△。説明がされていれば、○
*「免除」が重要です。「免除」の記述のない解答が多くありました。借金は返済するのが当然の義務ですから、「返還特約」では意味をなしません。したがって、単なる脱字ではなく、意味が理解できていないものとして、「免除」の言葉のない解答はすべて無得点としました。

2. 法状況の説明

- 1.要点 : 労働基準法（労働憲章・封建遺制の排除）、裁判例は三種類
- 2.採点基準 : 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

3. 諸説

- 1.要点 : 返還免除特約付金銭消費貸借、貸金、労基法16条違反
- 2.採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○

4. 自説

- 2.採点基準 : 自らの立場が選択されていることが最低限必要。
採用しない説についての反論があれば、○

③東京都私立大学学生

朝日新聞 2010 年 02 月 06 日付より作成

東京都内の私立大工学部4年の男子学生が就職活動を始めたのは3年生だった08年秋。就職情報サイトでこの会社を知った。採用予定は約20人。説明会に出席し、09年1月に「内定」の連絡が来た。4月に誓約書を送り、就活を終えた。雲行きが怪しくなったのは6月から。本社に呼び出され、人事部長と担当者が業績不振の現状を説明した。9月に本社へ呼ばれた時は、「雇うことはできません」と言われた。

1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 採用内々定で労働契約締結と考えられるのか
- 2.採点基準: 項目があれば、△。説明がされていれば、○

2. 法状況の説明

- 1.要点 : 労働契約法6条、労働契約の特質、内定の法的性質(大日本印刷事件最高裁判決)
- 2.採点基準: 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○
*「I」で述べたように、労働契約の特質を述べるのが重要でしたが、その記述のあった解答はほとんどありませんでした。

3. 諸説

- 1.要点 : 候補者の通知、予約、労働契約成立
- 2.採点基準: 説が述べられているだけだと、△。内容(とりわけ根拠)が述べられていれば、○

4. 自説

- 2.採点基準: 自らの立場が選択されていることが最低限必要。
採用しない説についての反論があれば、○

④トヨタ系列会社事件

朝日新聞2016年03月17日付より作成

トヨタ系列の下請け会社員だった男性(当時37)の突然死は過労が原因だと遺族が国を相手取り、労働基準監督署の労災保険不支給決定の取り消しを求めた訴訟で、名古屋地裁は16日、原告の訴えを棄却した。訴状によると、救急車の部品組み立てなどをしてきた2011年9月に虚血性心疾患で死去。遺族は直近1カ月の時間外労働が国の過労死認定基準の約100時間だったと労基署に訴えたが、85時間と認定され労災保険は不支給とされた。訴訟では、うつ病も発症していた敏博さんには過重労働だったと主張。だが判決は、「特に過重な長時間労働に従事していたとは認められない」とした。

1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 過労死の労災認定基準は平均人基準か本人基準か
- 2.採点基準: 項目があれば、△。説明がされていれば、○
*単に「認定基準」とする解答が多くありました。これでは意味がわかりません。労災の認定基準です。また、それがなぜ論点となるのかの説明が必要ですから、得点を得たものはほとんどありませんでした。

2. 法状況の説明

- 1.要点 : 労災補償(労基法8章・無過失責任主義)、労災保険(労災保険法・責任保険)、業務上認定
- 2.採点基準: 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

3. 諸説

- 1.要点 : 厚生労働省の見解(平均人基準)・本人基準
- 2.採点基準: 説が述べられているだけだと、△。内容(とりわけ根拠)が述べられていれば、○

4. 自説

- 2.採点基準: 自らの立場が選択されていることが最低限必要。
採用しない説についての反論があれば、○

⑤東京都運転手事件

朝日新聞2016年08月26日付より作成

東京都中央区の運転手派遣会社に勤務していた男性(69)が「業務が同じなのに60歳未満の運転手より賃金が安かったのは違法だ」として、会社に400万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が25日、東京地裁であった。判決によると、男性は別の会社を60歳で定年退職した後の2008年、有期契約の運転手として就職し、14年まで勤めた。賃金は、60歳未満の運転手と比べて8割程度だった。

1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 同一労働同一賃金原則の公序性
- 2.採点基準: 項目があれば、△。日本語になっていれば、○

2. 法状況の説明

- 1.要点 : 労契法 20 条、丸子警報機判決・長澤運輸事件判決
- 2.採点基準 : 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

3. 諸説

- 1.要点 : 公序否定・肯定
- 2.採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○

4. 自説

- 2.採点基準 : 自らの立場が選択されていることが最低限必要。
採用しない説についての反論があれば、○

Ⅲ. 合格率 : 97.9%

2017年度は95.0%、2016年度は96.3%、2015年度は93.2%、2014年度は92.7%、2013年度は90.6%、2012年度は95.7%、2011年度は92.5%、2010年度は97.7%、2009年度は95.6%、2008年度は94.5%、2007年度は93.2%。 *自己点検の返却を初めてから合格率は上昇しています。

受験者 : 243人、合格者 : 238人、不合格者 : 5人。以外に、不受講で白紙答案の者が1人。

合格者中における評価割合は、A+ : 5.5%、A : 25.2%、B : 38.2%、C : 31.1%

2017年度は、A+ : 6.2%、A : 26.8%、B : 38.9%、C : 28.1%

2016年度は、A+ : 5.6%、A : 21.6%、B : 42.2%、C : 30.6%

2015年度は、A+ : 5.5%、A : 26.5%、B : 43.4%、C : 24.7%

2014年度は、A+ : 5.8%、A : 24.7%、B : 41.6%、C : 27.9%

2013年度は、A+ : 5.7%、A : 22.6%、B : 37.0%、C : 34.8%

2012年度は、A+ : 5.0%、A : 23.8%、B : 43.0%、C : 28.3%

2011年度は、A+ : 4.6%、A : 22.8%、B : 39.8%、C : 32.4%

2010年度は、A+ : 5.5%、A : 27.6%、B : 41.7%、C : 25.2%

2009年度は、A+ : 5.2%、A : 26.0%、B : 43.5%、C : 25.3%

2008年度は、A+ : 4.7%、A : 21.1%、B : 45.0%、C : 29.2%。

なお学部基準は、A+ : 5%程度、A : 25±5%程度、B : 40±5%程度、C : 30±5%程度です。

*合格率は過去最高でした。スバ抜けた者はほとんどいませんが、全体としては水準に達していたということでしょう。

*不合格になった答案は、問題文を書き写しただけのもの、法律学の講義なのに法律の話がまったくでてこず、個人の感想だけ書かれているものでした。